平成２６年（フ）第１６７号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東５丁目10番23号
破産者　合同会社ユーズファクトリー
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第２０８号
奈良県大和高田市日之出東本町20番16号　アンプルール松長107号室
破産者　木下　秀則
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２６年（フ）第１２８号
奈良県大和高田市三和町３番14号
破産者　株式会社中西食品
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２６年（フ）第１５１号
埼玉県戸田市上戸田１丁目７番５号
破産者　福田工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第３２５号
埼玉県朝霞市田島２丁目５番25号
破産者　株式会社大協発送
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第４３１号
さいたま市南区大字大谷口5742番地
破産者　有限会社大幹設備
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第４８５号
神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目24番地５
破産者　株式会社エミテック
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第５３５号
さいたま市大宮区桜木町２丁目455番地２前原ビル１Ｆ
破産者　アライブ有限会社
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第５５９号
埼玉県志木市本町２丁目15番９号
破産者　有限会社加部建材
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第５７７号
さいたま市北区日進町３丁目738番地１
破産者　株式会社メモリアル
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第１０５５号
千葉市緑区土気町1551番地８
破産者　曽根　幹雄
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２５年（フ）第１１８７号
千葉県習志野市袖ケ浦２―１―６―108、住民票上の住所千葉市花見川区柏井４丁目49番21号
破産者　小和田弘幸
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第２５５号
千葉県習志野市谷津１丁目17番31―501号
破産者　村田ルミ子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第４２８号
千葉県市原市岩崎１丁目23番地１　クレストタウンＤ201
破産者　チョードリ　アジズ　ウッディン　アハメド（ＣＨＯＷＤＨＵＲＹ　ＡＺＩＺ　ＵＤＤＩＮ　ＡＨＭＥＤ）
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第１８８号
川崎市多摩区南生田６丁目８番２号
破産者　エクステリアガーデン株式会社
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２６年（フ）第４３号
静岡県焼津市大島1779番地の６
破産者　有限会社三輪フーズ
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２９８３号
岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の86
破産者　有限会社ナカタ
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１３３７号
名古屋市名東区新宿２丁目28番地の１
破産者　株式会社エクセレント
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第５３０号
岡山市東区瀬戸町下393番地６、旧住所岡山県瀬戸内市長船町福岡1193番地21
破産者　大角　憲行
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第９９号
群馬県伊勢崎市連取町1538番地
破産者　ウィリング株式会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２６年（フ）第１０１号
群馬県伊勢崎市新栄町2227番地４
破産者　有限会社アクティブプラン
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２６年（フ）第１６６号
群馬県前橋市富士見町小暮1375番地４
破産者　渡邉橋建工業有限会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係